

第9回

那須塩原市下水道審議会資料

目次

- | | |
|------------------------------|----|
| 1. 軽減措置の設定見直しについて…………… | P1 |
| 2. 軽減措置の対象となる利用者の設定について…………… | P4 |
| 3. 答申案について…………… | P7 |

1. 軽減措置の設定見直しについて

平成21年度から平成22年度にかけて開催された「那須塩原市下水道審議会」の答申書（P2参照）において、多量排水者等への措置を考慮する旨が記されており、第6回審議会で審議した結果、下記のとおり設定方針が決定されました。

しかしながら、第8回審議会において、使用料改定案が決定したことにより少量使用者についても、10%以上負担が増えることとなります。（P3参照）

については、利用者間の公平性や水道事業との整合性等を考慮し、第6回審議会で決定した軽減措置の設定方針のうち、軽減措置の対象となる利用者の設定を見直す必要があるものと考え、再度、審議をお願いするものです。

【段階的な負担軽減措置の設定方針】 ※第6回審議会資料より抜粋

- ①対象は、塩原地区において一定以上の水量を排出する使用者。（※基準となる水量は別途検討）
- ②軽減措置は、今回改定する使用料体系案が適用される4年間（使用料算定期間）の中で、段階的に実施するものとします。
- ③軽減措置は水道事業と同様、「軽減率」を段階的に縮小してゆく手法により実施するものとし、「軽減率」は改定4年目に軽減措置が解消するように設定します。
- ④軽減措置に伴う収入不足分は一般会計からの繰入金で補填するものとします。

※「那須塩原市下水道審議会 答申書（平成 23 年 3 月 28 日）」より抜粋

「2. 下水道事業経営のあり方」（P6～）より

（2）下水道事業経営のあり方

近年の厳しい財政事情を考慮すると、適切な負担区分を超えた過度な一般会計への依存を是正し、自律ある健全性の高い下水道事業経営が求められることから、基準外繰入金を解消するための財源を確保するため、下水道使用料の改定を検討する必要がある。

下水道使用料の改定にあたり、使用者負担の平準化を図ることを目的とした資本費平準化債の活用を検討するとともに、後世の下水道利用者に過度の負担がかからないよう、収支バランスを考慮した改定とすることが望ましい。

なお、現在は、3地区（黒磯地区、西那須野地区、塩原地区）の使用料体系が異なることから、市域における使用者負担の均衡を図るため、使用料体系の統一を視野に入れつつ、多量使用者等への措置を考慮した改定とすることが望ましい。

表-1.1 現行体系と改定案での地区別負担額の比較

使用水量(m ³ /月)		5	8	10	20	30	50	100	500	1,000	2,000
改定案での負担額		1,297	1,327	1,347	2,397	3,527	5,947	12,547	68,947	139,447	280,447
黒磯地区	現行体系での負担額	1,165	1,165	1,165	2,345	3,525	6,045	12,895	71,295	144,295	290,295
	改定案での増減額	+132	+162	+182	+52	+2	-98	-348	-2,348	-4,848	-9,848
	改定案での増減率	111%	114%	116%	102%	100%	98%	97%	97%	97%	97%
西那須野地区	現行体系での負担額	1,100	1,100	1,100	2,200	3,300	5,700	12,200	68,200	138,200	278,200
	改定案での増減額	+197	+227	+247	+197	+227	+247	+347	+747	+1,247	+2,247
	改定案での増減率	118%	121%	122%	109%	107%	104%	103%	101%	101%	101%
塩原地区	現行体系での負担額	1,000	1,000	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	50,000	95,000	175,000
	改定案での増減額	+297	+327	+347	+397	+527	+947	+2,547	+18,947	+44,447	+105,447
	改定案での増減率	130%	133%	135%	120%	118%	119%	125%	138%	147%	160%

(税抜)

3

	現行体系から負担が増加する利用者(増加率110%未満)
	現行体系から負担が増加する利用者(増加率110%以上)

2. 軽減措置の対象となる利用者の設定について

軽減措置の対象となる利用者については、下表のとおり、複数案を検討の対象としています。

水道事業と同様（P5 参照）に負担増となる全ての利用者を対象とする考え方や、平成21年度から平成22年度にかけて開催された「那須塩原市下水道審議会」の答申書に記されている「多量排水者への配慮」を特に重視して、大量排水者に絞り込んだ考え方を盛り込んでいます。

これらの案のうち、市としては「案1 現行体系から負担増となる全ての利用者」を推奨します。

その理由としては、利用者間の公平性を確保することと、那須塩原市水道事業の料金改定の際には、負担増となる全ての利用者を軽減措置の対象としており、それとの整合性が挙げられます。

表-2.1 軽減措置対象利用者案

名称／項目	軽減措置対象利用者	対象件数 (H29～H32)	収入減額 (H29～H32)
案1	現行体系から負担増となる全ての利用者	1,136,114 件 全体の 93%	135,259 千円 全体の 3%
案2	全地区の大量排水者 [※] (2,000 m ³ /月以上)	528 件 全体の 0.04%	42,725 千円 全体の 0.9%
案3	塩原地区の大量排水者(2,000 m ³ /月以上)	384 件 全体の 0.03%	42,320 千円 全体の 0.9%

※対象利用者は現行体系から負担が増加した利用者のみ

■那須塩原市水道事業 段階的軽減措置について

【段階的な軽減措置について】

新しい料金表を一度に適用すると、お客様によっては、負担が急激に大きくなってしまいう場合があります。そこで、料金改定後の6年間については、料金の負担が増えるお客様を対象に、段階的な軽減措置を設けました。軽減措置が適用される期間(偶数月検針の区域の方は平成22年12月検針から平成28年10月検針まで、奇数月検針の区域の方は平成23年1月検針から平成29年1月検針まで)の水道料金の計算のしかたは、次のとおりです。

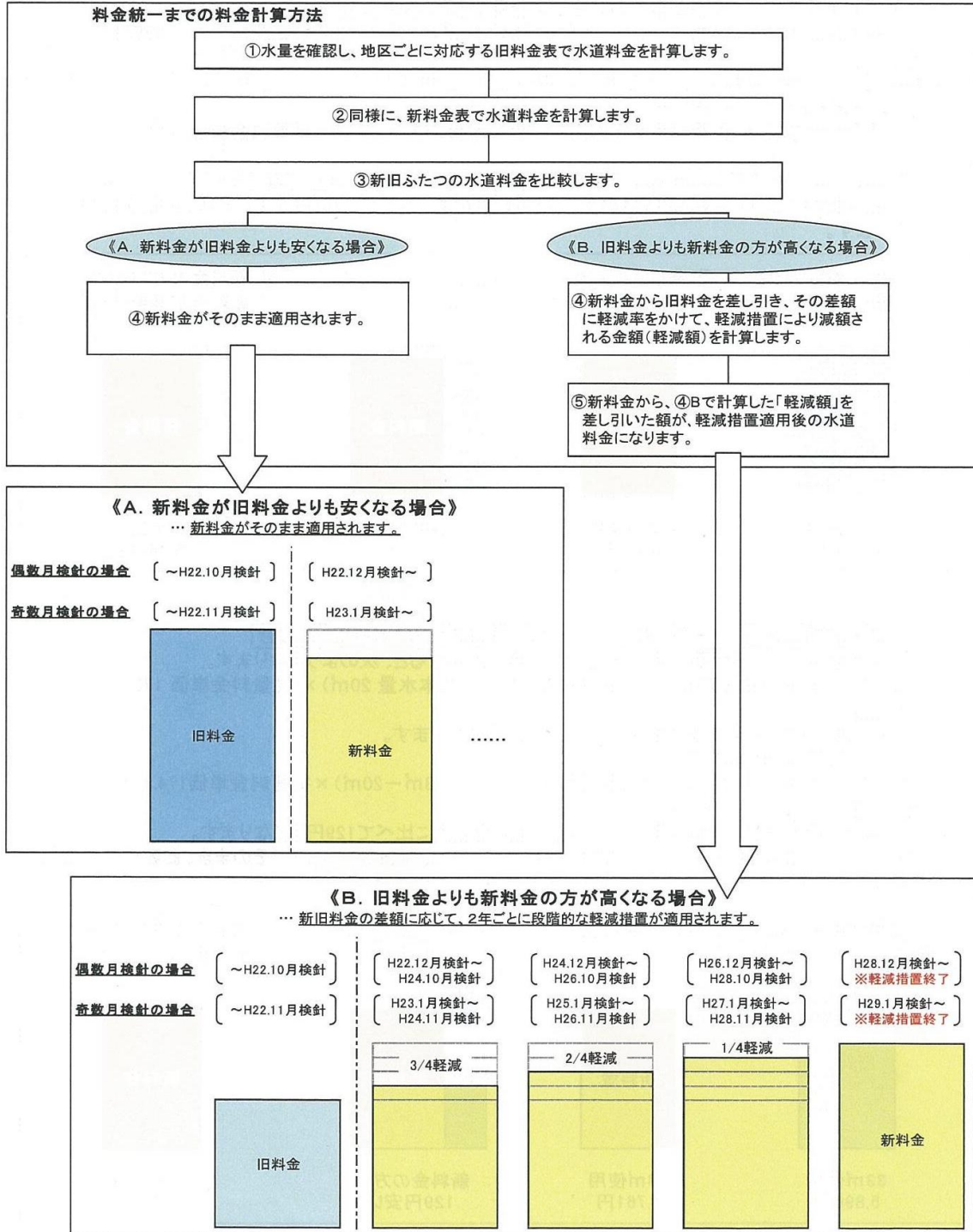


表-2.2 軽減措置の対象となった場合の負担額と現行体系からの負担増減額

(全地区・負担増となる全ての利用者を対象とする場合)

単位:円(税抜)

使用水量(m ³ /月)			5	8	10	20	30	50	100	500	1,000	2,000
黒磯地区	1年目	負担額	1,198	1,205	1,210	2,358	3,525	5,947	12,547	68,947	139,447	280,447
		増減額	+33	+40	+45	+13	+0	-98	-348	-2,348	-4,848	-9,848
	2年目	負担額	1,231	1,246	1,256	2,371	3,526	5,947	12,547	68,947	139,447	280,447
		増減額	+66	+81	+91	+26	+1	-98	-348	-2,348	-4,848	-9,848
	3年目	負担額	1,264	1,286	1,301	2,384	3,526	5,947	12,547	68,947	139,447	280,447
		増減額	+99	+121	+136	+39	+1	-98	-348	-2,348	-4,848	-9,848
西那須野地区	1年目	負担額	1,149	1,156	1,161	2,249	3,356	5,761	12,286	68,386	138,511	278,761
		増減額	+49	+56	+61	+49	+56	+61	+86	+186	+311	+561
	2年目	負担額	1,198	1,213	1,223	2,298	3,413	5,823	12,373	68,573	138,823	279,323
		増減額	+98	+113	+123	+98	+113	+123	+173	+373	+623	+1,123
	3年目	負担額	1,247	1,270	1,285	2,347	3,470	5,885	12,460	68,760	139,135	279,885
		増減額	+147	+170	+185	+147	+170	+185	+260	+560	+935	+1,685
塩原地区	1年目	負担額	1,074	1,081	1,086	2,099	3,131	5,236	10,636	54,736	106,111	201,361
		増減額	+74	+81	+86	+99	+131	+236	+636	+4,736	+11,111	+26,361
	2年目	負担額	1,148	1,163	1,173	2,198	3,263	5,473	11,273	59,473	117,223	227,723
		増減額	+148	+163	+173	+198	+263	+473	+1,273	+9,473	+22,223	+52,723
	3年目	負担額	1,222	1,245	1,260	2,297	3,395	5,710	11,910	64,210	128,335	254,085
		増減額	+222	+245	+260	+297	+395	+710	+1,910	+14,210	+33,335	+79,085

負担増となり軽減措置の対象となる利用者

3. 答申書（案）について

これまでの審議会の審議内容や使用料改定案等を取りまとめ、市長に提出する答申書の素案を作成致しました。

答申書（案）には、下記のような事項を記述しています。

答申書（案）記載項目

1. 今後の下水道財政の見通しについて
 - (1) 下水道財政の見通し
 - (2) 使用料水準について
2. 使用料体系について
 - (1) 現在の使用料体系について
 - (2) 使用料改定案について
3. 留意事項
 - (1) 段階的な軽減措置について
 - (2) 今後の下水道経営の健全化について
 - (3) 今後の使用料体系について

なお、段階的な軽減措置については、P4 の表-1.3 に示す各案それぞれにおいて、次頁のような表記となります。

【案 1 の場合】

①軽減措置の対象：全地区の利用者

②軽減措置の実施期間：平成 29～31 年度の 3 ヶ年

③軽減措置の考え方

a) 新使用料が旧使用料よりも安くなる場合

■新使用料をそのまま適用。

b) 新使用料が旧使用料よりも高くなる場合

■新使用料から旧使用料を差引き、その差額に軽減率をかけて、軽減措置により減額される金額（軽減額）を計算。

<軽減率>

1) 平成 29 年度：75%

2) 平成 30 年度：50%

3) 平成 31 年度：25%

【案 2 の場合】

①軽減措置の対象：全地区における使用水量 2,000 m³/月以上の利用者

②軽減措置の実施期間：平成 29～31 年度の 3 ヶ年

③軽減措置の考え方

a) 新使用料が旧使用料よりも安くなる場合

■新使用料をそのまま適用。

b) 新使用料が旧使用料よりも高くなる場合

■新使用料から旧使用料を差引き、その差額に軽減率をかけて、軽減措置により減額される金額（軽減額）を計算。

<軽減率>

1) 平成 29 年度：75%

2) 平成 30 年度：50%

3) 平成 31 年度：25%

【案3の場合】

①軽減措置の対象：塩原地区における使用水量 2,000 m³/月以上の利用者

②軽減措置の実施期間：平成 29～31 年度の 3 ヶ年

③軽減措置の考え方

a) 新使用料が旧使用料よりも安くなる場合

■ 新使用料をそのまま適用。

b) 新使用料が旧使用料よりも高くなる場合

■ 新使用料から旧使用料を差引き、その差額に軽減率をかけて、軽減措置により減額される金額（軽減額）を計算。

<軽減率>

1) 平成 29 年度：75%

2) 平成 30 年度：50%

3) 平成 31 年度：25%

【軽減措置による軽減額のイメージ】

差額が100,000円の場合

<軽減額>

1年目

2年目

3年目

4年目

75,000円

50,000円

25,000円

0円

